

# 特恵関税制度について

令和 3 年 1 0 月 8 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
外務省 経済局

- 特惠関税制度は、南北問題を解決する手段としてUNCTADでの議論を経て、GATT第1条(最恵国待遇)の例外が暫定的に承認されたことを受けて、我が国として1971年に導入。
- GATTの例外措置は恒久化された後、現在ではWTO協定の一部を構成。WTOやUNCTADでは、貿易のための援助(Aid for Trade)に関する議論や原産地規則委員会などで各種のレビューを実施。
- 我が国を含む各国の特惠制度は、物品貿易を通じた途上国の経済発展支援策として引き続きの必要性が示されている。

## 昨年(令和2年12月10日)の関税分科会答申でのご指摘事項について

### ご指摘事項1: 我が国の特惠関税制度の利用率は低調ではないか

- LDC国については、我が国は一般特惠よりも更に有利なLDC特惠税率を適用。利用率は約90%と高い。一方で、一般特惠は、近年のEPA等の締結に伴う重畳適用により、利用率が低く見える面あり。
- 制度上、EPA税率が一般特惠税率以下の品目には一般特惠税率が適用されない(※LDC除く)ことを踏まえた一般特惠利用率は約78.5%。

### ご指摘事項2: 複数の制度併用により制度が複雑化しているのではないか

- 一般特惠制度の適用に当たっては、EPA税率が一般特惠税率以下の品目の場合、一般特惠ではなく各EPAで規律されるルールが適用されている。
- EPA税率と一般特惠は、それぞれ異なる意義・観点から税率を規定。制度の併存自体は、多角的な自由貿易体制の構築に資する面あり。

### ご指摘事項3: 他国に比べて厳格な原産地規則が特惠利用を阻害しているのではないか

- 原産地規則については、特惠制度を含め各国共通の問題として議論され、様々な要因(例: 複雑な除外規定等)が指摘されている。WTO原産地規則委員会でも継続的に議論されており、改善努力を継続。

⇒引き続き、関係省庁と連携し、輸入の実態や特惠関税制度の政策効果等を分析・検証していく。